

財団十年の軌跡を 振り返り、 担うべき 新たな役割を探る。

県民、事業者、行政の環境保全活動の一体化と効率化を促すために一九九三（平成五）年に設立された「淡海環境保全財団」。いま、その十年に及ぶ活動の成果と課題を見つめ直し、明日への新たな役割を考える。

まず、山岡副理事長の方から財団設立の主旨、その時代背景などについてお聞かせいただけますか。

山岡 滋賀県はご承知のように琵琶湖が中心にありますので、これをベースにした県民生活が続けられてきたわけです。この世界的にも際立った湖沼、恵まれた自然環境を保全し、次世代へ受け継いでいかなければならないという積極的な気運が

高まってきたのは、戦後しばらくしてからで、以後数多くの試みが行われてきました。

その背景には、昭和三十年代に始まる日本経済の高度成長があります。これによって経済的にも、社会的にも数々の新たな要請が生まれ、開発事業が次々に琵琶湖の周辺で行われ、その結果、先人たちが長く守り続けてきた自然環境が様変わりしてきたのです。その中で公害が広がり、琵琶湖に

財団法人淡海環境保全財団 副理事長

山岡 完右

元・滋賀県生活環境部次長

八田 知昭

もさまざまな異常が発生してきます。これに対応するための行政施策が推し進められ、新しい工夫が次第に加えられ、変化していきました。公害の防止施策を中心とした昭和三十年代から四十年代にかけての施策が、環境を保全するということをテーマにした施策へ転換していったのです。これが、さらに進んで近年に至ると、「より良い環境をつくっていこう」という施策へ変わっていくわ

けです。

このような流れの中で、滋賀県の琵琶湖に対する環境施策でも特に大きな条例が、平成三年度に制定されました。一つはヨシ群落の保全条例であり、もう一つはゴミの散乱防止条例です。いずれも、翌年の一九九二（平成四）年六月と七月に行われ、これに基づいて数多くの新施策を展開することになりました（下の写真参照）。この時、これらの施策や事業が非常に広範囲に及ぶために、滋賀県の関係部局はもとより市町村、事業者、県民にも広くご協力を仰がなければならぬということになり、これを具現化していくためには事業自体を一元化して統一化を図り、スケールメリットを背景に、計画的かつ効率的にする必要が生まれたのです。これが「淡海環境保全財団」設立のきっかけになりました。

当時の新聞記事を見ると、環境保全専門の環境事業財団を創設したのは、全国都道府県レベルでは初めてだということで、大きく取り上げられています。それまでは、例えば、琵琶湖の水草の刈り取りなどは、滋賀県だけでなく地域の市町村が独自にやっていました。財団が一括してやるということ、効率的な事業展開になっていくのではないかと、新聞紙上でも評価されています。時代の要請に即応して、上手に効率良くやるためには財団が必要になったということです。

次に、八田さんと環境保全との関わりについてお聞かせいただけますか。

八田 財団には創立十周年を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。県民、事業者、そして行政が一体となった環境保全施策が推進されるよう、いろいろな啓発事業をはじめ、財団独

自の事業を数多く実施してこられたことに、敬意を表したいと思います。私は滋賀県の職員として環境保全の仕事に初期の頃から関わりました。副理事長も述べられましたように、昭和三十年代から我が国の高度成長に伴って、工業化や都市化が急激に進み、それにつれて琵琶湖の水質汚濁をはじめとして、自然や大気、騒音、廃棄物など各分野で環境の悪化が目立ち始めました。すでに何年も前のことですが、その頃は現在もはっきりと記憶に残っています。

振り返りますと、国の環境庁の発足に伴い、滋賀県にも企画部に自然保護局が設置されまして、今日でいう環境行政、つまり自然保護と環境保全の分野での具体的な取り組みがスタートしました。私自身は農林部から新組織へ配属を命ぜられ、その後、生活環境部へと改組された後に退職したのですが、環境問題が年々深刻になっていった推移を目の当たりにし、新たな施策の数々を経験した一人です。例えば、自然保護憲章の制定、自然公園の拡大、ノーポイ運動、琵琶湖鳥獣保護区の全域化、環琵琶湖修景公園化構想、県土風景条例の作成など琵琶湖総合開発と並行して、数多くの施策が幅広く行われ始めた時でした。各組織でも新たな試みが続き、どうしても拡散的な部分がありました。やがて財団が創設されて、統合性が促進し、活動も結束していったと感じています。

ヨシの植栽、 数多くの啓発活動…… ハード&ソフト両面で 確かな成果

一九九三（平成五）年に滋賀県と市町村によっ

て財団が設立され、一九九八（平成十）年に滋賀県自然保護財団と滋賀県自然保護協会を統合。さらに、二〇〇〇（平成十二）年に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを付設。

これで名実ともに、民間環境団体の中核としての活動基盤が強化されました。ちょうど創設十年を迎えて、八田さんの視点からは財団の活動にどのような感想やご意見をお持ちでしょうか。

八田 県を退職した後も、財団の賛助会員制度などの関係でお声をかけていただき、財団主催の海外エコツアーや県下で実施される勉強会にも参加させていただいて、私自身も非常に勉強になっています。

財団の仕事で印象深いのは、やはり湖岸のヨシの植栽に関わる事業です。琵琶湖総合開発事業による湖岸堤の建設で、自然に繁茂していたヨシ帯への影響が予想されました。堤の位置を内陸部へ変更しては、といった案も出ましたが、単なる道路ではなく、あくまでも堤なのでやむを得ないことでした。当時、先生方や県民の方々から「ヨシの上を通るな」といった批判が出ましたが……。その代わり、堤の建設当初からヨシの育苗が始められ、その後制定されたヨシ条例による保全と相



ヨシ群落保全のためのヨシ刈り取り作業

まっつて、ヨシ帯づくりが進められたのは嬉しいこととす。ハード面がこのヨシの植栽や異常繁殖の水草刈りとすれば、ソフトの面では県民や、関係機関、団体などに対するきめ細かな普及啓発事業だと思えます。

山岡副理事長はどのような感想やご意見をお持ちですか。

山岡 十年間の事業報告書をあらためて通読してみました。設立当初を見ると、財団では環境改善のための事業として、水草の刈り取り、ヨシ群落の保全、環境美化のための事業として湖岸の清掃(下の写真参照)。さらに、これを発展させて、刈り取った水草を有用化するというところで、リサイクルや資源化も計画されていたようです。数多くの試みが果敢に行われましたが、結果的には肥料にするといった目論みはうまく行かず、実質的には環境改善のための事業などを中心に推進し、これがどんどん拡大して行きました。

それぞれの実績を具体的に見ると、例えばヨシの関係につきましては、条例の施行を受けて職員がヨシの苗作りをいろいろと研究し、挿し木苗で苗を増やして行きました。それなりの成果はあったと思いますが、滋賀県や市町村が資金を出して創った財団ですので、新たな職員を抱えようと思つと、新事業が必要になります。財団の性格上やむを得ない点はあるのですが、なんとか新事業を次々に手がけられるような工夫ができないものかと考えています。つまり、財源をどのようにして確保し、新しい研究を行うための人材を獲得するかといったことです。規模が大きくはないので、なかなか難しい。このあたりが今後の課題でもあります。

財団の今後の活動について、八田さんは何を強く望まれますか。

八田 そうですね、まず、ゴミ問題でしょうか、湖边や道路沿いには一時より減ったとはいえ、未だにゴミの散乱が目につきます。この現状をみましても、やはり環境の美化の啓発を続けていたいただきたいものです。そして、家庭から排出される古紙をはじめ、紙パック、ペットボトル、ビンなどの「ゴミ処理」については、リサイクルの徹底を図るよう、啓発をお願いしたいと思います。なしら、家庭ゴミの三割までがリサイクル可能だといわれ、貴重な資源でもあるからです。

次に、子どもたちが少しでも自然の情景に目を向けてくれるよう、仕向けていただきたいことです。特に、小学校と連携して一年を通じた四季の観察を奨励し、その記録を財団でまとめていただければ、かつて編集されました滋賀県自然誌に続く資料のまとめが期待できると思います。私は鎮守の森の育ちで、小さい時から身近に四季折々の木々の姿、野鳥などの観察をしてきました。今でもツバメの初認や近くのホタルの調査をしています。子ども達の頃から少しでも自然に目を向けるよう、教えていただきたいものです。また、学校の近くの休耕田を借り上げて水を張っておけば、自然と水草類が生え、ザリガニやタニシも産まれてくるでしょうし、あわよくば、絶滅が心配されているメダカの姿が見られるかもしれません。まさに、簡易なビオトープづくりですが、助成の対象の一つにしたいです。最近、圃場整理じょうりが終わった田んぼへ、琵琶湖からナマズなどの魚が上がって産卵できるような階段式の水路が試験的に造られました。このような改良があとこちで行われ、産まれた稚魚の様子を子どもたちにも見せたいものです。

ちにも見せたいものです。

「日本野あそび協会」では、公園や神社の森での自然観察やモノづくりなど、自然に溶け込んだいわゆる野遊びを奨励しています。また、「大阪自然環境保全協会」では「自然・ふしぎ・発見」というテーマで、自然への興味を抱かせる知識を一般紙上で広めております。きつと、子どもや家庭向きの環境学習に大変役立っていると思います。滋賀県でもあちらこちらに、環境の学習に役立つ施設や森ができ上がっています。また、関係団体や同好会などが主催される行事が見られますが、一層の効果が上がりますよう、財団のお力添えをいただきたいものです。

経験と知恵を受け継ぐ仕組み環境教育にも積極的に参画

これからの環境教育の話が出ましたが、教える人も含めて、そのあたりはどのようにお考えですか。

山岡 環境教育に関しては新しい法律もできて、滋賀県の方でも新たな取り組みが検討されているところ。文部科学省でも総合学習という範疇で環境学習の



琵琶湖岸の清掃作業

施策が練られています。いずれにしても、これは今後の大きな課題の一つだと思っています。

ただ、戦前生まれの世代と昭和四十年代、五十年代に生まれた人々との間には、自然認識に関して非常に大きなギャップがある。実際に現場で観たり触ったりした経験がない世代には、「昔はこうだった」といっても、当然ですが実感がない。以前は教えるのに半時間で済んだことでも、最初から始めなければならぬので何時間もかかる。問題はここにあります。一律に押し込んでも、受け入れられないし、広がって行かない。このあたりの仕組みややり方を工夫しなければ、なかなか思う通りには進展しない。私も財団も、これらの環境教育に主体的に参画していくためにも、これらを考えなければなりません。

教える側の立場、地域の方や高齢の方などで、具体的に取り組んでいけないかという話がよく出ます。その方法はいろいろあるかとは思いますが、いかがでしょうか。

八田 私も老人クラブの一員ですが、昔はこうだったという伝承も、良い教育材料になるのではと思います。孫たちに「おじいさん・おばあさんの時代はこうだった」と野外で遊んだ様子や場所などについて話してやることは、環境学習にも役立つに違いはないと思います。地域の子ども会や自治会などとも連絡をとって行えば、一層効果が上がることでしょう。家庭の中でも語り継いでいかなければいけませんね。

山岡 財団でもリーダーになれる方々を養成し、登録していただいて、地域の活動に参画してもらえようにしてほしい、という要請が来ています。これにお応えするために、財団でリーダーを養成

し、ホームページで紹介しています。まだ地域的なバラつきもありますが、登録者の人数も充実させて、エリアも県下全域に拡大できればと努力しています。それぞれの地域に、環境教育をサポートできる専門的な知識や経験を持った方々をご案内できるようになればと考えています。

こ二十年、二十年といったスパンで滋賀県の環境はいかがですか。良くなったのか、以前のままだか、あるいは悪化しているのか。実感としてのご意見をお聞かせください。

八田 地域の自然環境を活かしたまちづくりが県下各地で見られるようになりました。一般家庭でも窓辺や戸口に花を飾るなど、「外向き」の飾り方が意識されるようになっていきます。ドイツやスイスでの窓辺の花々の維持管理には長い経験がものを言っているようですが、県内でも地域に見合った花飾りが定着するよう、さらなる普及活動を願いたいものです。

また、「里山」の保全ということで、田園地帯の風景や小川の生態系の維持にも関心が高まっています。一方、山林の管理についてはまだまだ手入れ不足を感じます。森林組合や審議会などでいろいろ対策を検討されているようですが、地球温暖化防止や水源の涵養、そして地域の振興のためにも、山を立派に育ててほしいと思います。作家のニルさんから鮭と森の関係が非常に深いというお話を承ったことがあります。県内でも、同様の考えでブナの植林を進めておられるところもあります。森林の整備にもさらに目を向けていただきたいと思います。間伐材を使って湖中に森を造ろうというお話も、ぜひ、進めてほしいものです。



琵琶湖を 統一フィールドにした 情報発信センターの 役割も推進

内外をご覧になって、特に注視しておられるテーマや興味深い事例は何ですか。

山岡 例えば、水環境に関すること。森林ボランティアなどが好きで各地へ行く機会が多いのですが、やはり琵琶湖の水の源になるのは山。しかし、人々の目は水源には向けられていない。ただ、流れて来た水がきれいとか汚いとかいった次元に止まっています。このように水一つを取り上げても、トータルな視点に欠けていることを残念に感じます。このあたりのことを、この機会に皆様に十分

理解していただきたい。二十一世紀は「水の世紀」です。水で戦争が起こるだろうと予測されています。「世界水フォーラム」も開かれて、水に対する世界の関心が高まっています。これが具体的な取り組みに、がって行くことが重要な点です。

琵琶湖と淀川との関係、琵琶湖の周りの各流域での取り組み……。『マザーレイク21計画』が進められ、県民の皆様と共同で適正に管理して行く「琵琶湖ワークシヨップ」を立ち上げるといふ動きも広まっています。すべてが水源に遡って行くと思います。「ここが良くなれば、全体が良くなって行く」というふうに、大きな流れが生まれて来ることを期待しています。

八田 財団の主催した海外エコツアーで学んだことですが、ドイツでは公園や街角そして沿道に、空き缶やビン、紙くずなどのポイ捨てが、どこへ行っても見られませんでした。そして、容器や包装廃棄物の回収は、「緑のマーク」で知られる民間の組織が、責任を持って収集・分別し、リサイクルを行っています。

シンガポールや韓国ではポイ捨ての罰則がかなり厳しく、違反者はその場で掃除を命ぜられるとのこと。シンガポールは街路樹や花壇の手入れが行き届いた美しい街でしたが、家庭内の花鉢の受け皿にボウフラが発生しても罰せられるということ、衛生面にも気を配った情景がなされていました。

財団の事業推進にあたって、市町村をはじめ、他の団体との協力や支援といった点はいかがでしょうか？

八田 E₂ ISO認定増や、エコを冠し金融機関の取り扱い、そして産業面にもエコ商品が出回るなど、

「さすがに『環境こだわり県』だな」という感じがしてなりません。また、自然との関わりにも、関係施設の整備とともに、内湖の復元や河畔づくりなど先進的な姿が見られ、嬉しいことです。

財団が記録を集めておられる琵琶湖の水鳥一斉調査にはコハクチョウの渡来の定着もあって、年々多くの方々が観察されるなど関心の高まりが各地で見られます。下流をはじめ他府県の方々も、水鳥の観察に参加され、同じテーマでお互いが語り合つのも、勉強ができて楽しいものですね。

山岡 各地域で実施されている環境学習などに、各学校の先生をはじめいろいろな方々に協力をいただいております。その活動の中で、事業に対する助成の要請も少なからずあり、私も財団でもご要望にできる限りお応えしたいとは考えております。ただ、財団としてどのようなポジションで具体的に対応すべきかが、まだ明確になっていないのが現状です。このような状況ではあります。環境保全活動をしておられる団体に対して、わずかな額ですが助成制度はすでに設けています。独自の財源があれば、もう少し規模を大きくできる上、頼りにしてもらえらる財団になれるのですが……。その点も今後の課題の一つです。

現在、財団における大きな悩みは、滋賀県の地球温暖化防止活動推進センターです。国の法律ができて、滋賀県は全国に先駆けて指定を受けているのですが、なかなか具体的な進展がない。県民の意識を高めるために、さまざまな啓発活動が行われてはいるのですが（P16下の写真参照）、これといった成果に結びついていないのです。例えば、行政が県下の家庭の中から三千世帯ほどを、「エコライフ・グリーン倶楽部」に指定し、「環境に優しい生活」推進を奨励して何年にもなりますが、

期待するほどの成果は得られていません。財団が事務局を預かっていながら、明確な実績を残せていないのが悩みです。

八田 すべて財団に依存するのは望ましいことではありません。それは難しいことです。私自身もエコライフ・グリーン倶楽部の二期生で、不必要な電気は消すとか、できることは実践しています。でも、この活動を実際に広めて行くのには、まだまだ時間がかかると実感しています。しかし、やらなければならぬことです。財団にはこれまで同様に、地道な啓発を継続していただければと思います。

これからのことを考えると、やはり明日を担う子どもたちが重要な対象になると思います。そし





て環境教育を推進するためにも、それぞれの活動を、ぐネットワークは不可欠ですね。

山岡 ささまざまな施設ができています。これをうまくネットワーク化できればと思いますが、相互の情報交流ができていません。淡海ネットワークセンターは、福祉やまちづくりがメインになっていますので……。私どもの財団が環境に関する最新の情報を提供できるセンター的な機能を持てるようになれば、環境保全活動の情報ネットワーク化を要望しておられる方々にお応えできるわけです、財団としての役割もさらに果たすことが

きるようになると思います。

行政もそれぞれのセクションが活発な活動を展開しておられますが、やはり縦割りのシステムで、横の がりはまだまだ希薄です。独自に同じような試みをしておられるので、これを連携化できれば、もっと大きな成果が生み出せると感じています。琵琶湖という統一のフィールドがあるので、これをグランドステージにしてセンター的機能を持てるような財団に成長できればと望んでいます。時機は来ているように感じます。

もう少しというところでしょいか。各地域でNPO活動の組織も次々に育って来ています。これも上手に組み込んだネットワークが機能すれば、滋賀県の環境保全活動は素晴らしいものになると



地球温暖化防止活動推進センターが主催する「地球温暖化防止シンポジウム」

思います。

八田 財団が発行されている「明日の淡海」を見せていただいています。さまざまな分野で真剣な取り組みがなされており、感心させられます。県民の皆さんは、今一度、自然保護憲章を心して、環境こだわり県づくりに励んでいただきたいと思います。県民の一人ひとりが資源は有限であることを十二分に認識して、危機感を抱くことが大切です。問題の解決は行政に、という時代ではありません。

個々が学び、考え、試みるのが重要です。そのためにも、財団には、今後とも有意義な施策を弛まずに続けていただきたいと思います。ご発展を祈ります。

1 滋賀県自然保護憲章

滋賀県では県民の自然を守ろうとする気運が高まった中で、1972(昭和47)年に滋賀県自然保護憲章が制定された。

滋賀県自然保護憲章

ひろびろとした湖とみのり豊かな平野、それらをめぐる緑の山なみ。このうるわしい湖国の自然は、われわれの生活の場としてかけがえのない財宝です。われわれ県民は、この環境を永久に保全し、正しく活用して、よりよい郷土を築くために、つぎのことを実行します。

- 一 びわ湖を美しく豊かにし、水をたいせつにします。
- 二 空気のごれを防ぎ、すみきった大空をいつまでも保ちます。
- 三 山や野に樹木と草花を植え、大地を緑でつつみます。
- 四 豊富な文化財をまもり、すぐれた歴史的風土をのこします。
- 五 いきいきと魚が泳ぎ鳥がさえずる、水と緑の楽園をつくります。

2 ISO

ISO(International Organization for Standardization)は、スイス・ジュネーブに本部を置く非政府組織の国際機関であり、国際連合の諮問機関。1947(昭和22)年に発足し、現在は世界138カ国以上が参加。工業製品からサービスに至るさまざまな国際規格を定めている。

ISO14001(環境マネジメントシステム規格)は、企業が「環境マネジメントシステム(EMS)」を構築することにより、環境配慮企業としての対外的な信頼感の向上と、コスト削減を実現することが可能になる国際規格。

他にISO9001(品質マネジメントシステム規格)などがある